

「副議長（渡井明君） 質疑を終結いたしました。おはかりいたします。
陳情第五号は建設委員会と理筆科に付したものと認めます
すかふにふ異議ありませんか

（異議なしと呼ぶ者あり）

「副議長（渡井明君） お異議なしと認めさう決定いたしました。

「副議長（渡井明君） 毎如日程第二年末平当支給についてお預

の陳情第五号も議題に付します。事務局長として陳情書の

の朗読をさせていただきます。

（町田議会議務局長朗読）省略

「副議長（渡井明君） 理筆科から本件に付するお答え方をお願
いいたします。

「町長（横古清蔵君） 職員組合から提出されましたところの、ただ
いす朗読がよりまし大陳情書がございしますか、わが町といはし



ましても、職員数も百十人およぶわけであり、
しかしながら、その――強音の聞き取り難し、――

遂行に努めて懸命なる努力をいたしてあることは承知の通り
でございます。職員に付してもいろいろお答えがあり、ごさかを
けのことはいたしたい。しかし或政圏等を勘案いたしますと、

ある必要を感じたというところはむしろむしろある点があるしか
し本件について、他の市町村と比較いたしましたわが町の現段階
としては、よくかん下回つておるといふこともあるといふもので、
議会側におかれましては、いろいろお勘案からして、お検討願ひ
まして、よろしくお願ひいたします。

「副議長（渡井明君） ふいふり質疑を終行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「副議長（渡井明君） ふいふり質疑を終結いたします。おはかりいた

します。本件については総務委員会と理事者に一任したいと
思ひますのみふに之を議ありき人か、

（異議なしと呼び着あり）

一 副議長（渡井明君） 今異議なしと認め、さう決定いたしました。

一 副議長（渡井明君） 本日の日程は全部終了いたしました。閉会を宣
す。前々町長からご挨拶願います。

一 町長（瀬古清蔵君） 非常な年末の近うさきして、ご苦用の中を
ご出席いただき、重宝東仲のご審議をいただき、ありがとうございます。
ご挨拶した。議決されたこととした面に對しまして、誠心敬意を
もつてあらたいと思つておりました。大きな問題や事業をひか
えましていろいろご協力を願う面が、君いろいろご挨拶するか、な
みんともよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。
ご挨拶した。

福生町議会

一 副議長（渡井明君） 以上をもちまして昭和二十一年年度第一回福生

町議会臨時会を閉会いたします。長時間ご協力ありがとうございました。
ご挨拶した。

午前十一時 三十一分散会

内田和雄

右会議の次第は書記市川昭利の記載したとおりであるが、
その内容の正確なることを証するたぐいここに署名する。

昭和二十一年十一月十九日

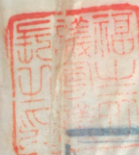
福生町議会議長 佐々木

議員 笹本益夫

議員 青藤貞一

議員 細川晋一





Handwritten text in the bottom right corner of the right page, possibly a date or reference number.

福生町議第十土号

昭和四十二年 二月 二日



東京都知事

東 藤 太 郎 殿

福生町議会議長

中 西 虎 蔵

会議録の送付について

昭和三十七年 第 四 回福生町議会議定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしま

したので。地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。



昭和三十年十二月十九日

第四回福生町議定例会大議録

第四回定例

昭和三十一年十二月十九日第四回福生町議会定例会に福生町役場へ

招集さる。

出席議員は次のとおりである。

- 一番 磯村武夫 君
- 二番 山下幸三 君
- 三番 西村光人 君
- 四番 清水圭一 君
- 五番 高橋孝希 君
- 六番 渡井明 君
- 七番 佐本益夫 君
- 八番 青藤真一 君
- 九番 細川晋一 君
- 十番 山下久吉 君
- 十一番 平井賢治 君
- 十二番 渡辺健三郎 君
- 十三番 青藤博 君
- 十四番 吉田清 君
- 十五番 高橋千春 君
- 十六番 米泉董 君
- 十七番 高水惣八 君
- 十八番 村野弘 君
- 十九番 田村祐一 君
- 二十番 岸 茂 君
- 二十一番 中西亮蔵 君
- 二十二番 大久保一郎 君

欠席議員は次のとおりである。

- 二十三番 石川信義 君

一、欠員は次のとおりである。

千田番

一、議事事務局の職員は次のとおりである。

議事事務局長 町田信二君、議事係長 島田勉君

一、地方自治法第百五十一条の規定により出納係職員は次のとおりである。

町長 頼古清蔵君 助役 川窪金吉君 助役 篠崎俊夫君

収入役 大野忠一君 教育長 橋本兵五郎君 助役 貫井喜代次君

町長 橋本孝蔵君 町長 高水 求 君 助役 森田 勉 君

町長 石谷徳男君 町長 上野重勝君 助役 猪俣清吉君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について

日程第二、会議録署名議員の指定について

日程第三、契約締結同意について「水道関係」 (議案第百一号)

日程第四、予算外義務負担について (議案第百二号)

日程第五、積立金の処分について (議案第百三号)

日程第六、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について (議案第百四号)

日程第七、福生町の被職員の給与に關する条例の一部を改正する条例 (議案第百五号)

について

日程第八、昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算案 (第三回)

日程第九、契約締結同意について「義務関係」 (議案第百六号)

日程第十、決算の認定について (議案第百七号)

日程第十一、町道路線の認定について (議案第百八号)

日程第十二、福生町清掃条例の一部を改正する条例について (議案第百十号)

(議案第百十号)

日程第十三、西芳支那学校給食の充實向上についての陳情書

(陳情第×号)

追加日程第一、福生郡中野町福生地区正副支那整理事業施行規程の制定
の案の制定について、議案第四十号 (審査報告)

追加日程第二、一般質問

一、本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十八分開議

一、副議長渡井明君 (大分) から昭和二十五年第四回福生町議会定例会を開催
し、その出席議員は現在五名である。その中の会議は成立したと
して、之を以て本日の会議を開きます。程に於て町長から挨拶願います。

(町長瀬古清蔵君登壇)

町長瀬古清蔵君 (年末何かと御苦勞のところ、吾等町出席員は

かきまして、第四回定例会を開催していただきありがとうございます。
つまり、誠に御苦勞さうなことです。本日は三十九年
決算の御報告、その他諸議案の提出があります。それと
よく慎重に審議をいたさる。御決定下さる人
と、切にお願いいたします。

一、副議長渡井明君 (日程第一) 今期は決定について議題に決
します。本会期については、議会運営委員会により検討さ
れており、その委員長の御報告願います。

(磯村武夫君登壇)

二、番(磯村武夫君) 本定例会の開催に際しまして、去る十五日に議
会運営委員会を開催し、議案の内容について説明を受け
審議いたしました。その結果、本定例会の会期を一日と
決定したわけであり、その理由として、これは日程

大体一日を終るものと思ひます。かもし時向かひのかわつた
会期がゆひのちと存じます。かその点よろしくお願ひをし
ます。

一 副議長（渡井明君） 今期につきましては、かむ手本員長から報
告さうかとおり、本日一日間と決定し、さうかと思ひます。か
こゝに、切實議ありせんか。

（賛議なしと呼称あり）

一 副議長（渡井明君） 切實議なしと認めます。さうか、さう決定
し、さうし、さう。

一 副議長（渡井明君） 日程第二、今議録署名議員の指名をさし
ます。署名議員の指名は、今議規則第九十七条の規定により
議長にゆりまします。十番山下久吉議員、十一番平井
賢治議員、十二番渡辺三郎議員以上三名の方、ゆり願ひし

さします。

一 副議長（渡井明君） おはかりさします。日程にゆり前に、本今議
さ一時休憩し、さう、同全員協議会を、開催し、さうかと思
ひます。かこゝに、切實議ありせんか。

（賛議なしと呼称あり）

一 副議長（渡井明君） 切實議なしと認めます。さう、決定し、さ
う。

休憩 午前九時 四十分
開議 午後一時 二十分

一 副議長（渡井明君） 休憩前に、ゆり、議事を、ゆり、さう。

日程第三、契約締結同意方についで、議案第一号を議題
に、使します。事務局長を、さして、議案の朗読を、さう、さう。

（議案事務局長 町田信三 朗読）（省略）

一、副議長（渡井明君）理事者から提案理由の説明を求めた。

勸使川路
金吉野
及登壇

一、助役(川邊金吉君) 議案第百一号契約締結同意方について
 州説明申し上げる。配水管の建設工事については、これは
 米通りの(今回)東京都の舗装工事で行なわれるわけであるが、
 まず、起点は都道からの四角米岡で行なわれるわけであるが、
 まず、大きく、この中央に配水管が入って来るのであるが、
 その舗装工事の行なわれるところ中のものであるが、せまいと
 いうことから取方に、自費管を建設して、おろすというもので
 あるが、今、この中央に、一カ所だけ、入って、その後は、
 今、この両方に、入るというとするものであるが、堀り出
 して、建設する費用としては、東京都から補助があるわけ
 であるが、これは、今のところ、概算で、約一千万位の

補助のあるものと思ひます。實際問題としては全部盛り
出して使うとそうわけにはいきなりで、取方とも新しい管
を使うとやりがいと思つておられます。そう延長としては千三
百米とするとやりやすの、實際は半段の都道のみ能う橋に
その間ありません。この鋪装工事と田村建設の借負の
手と関係し、ふた地に工事を請負せよと配管等を
持ち出す関係から鋪装と一箇になるという問題を起し
はしないのかということから、鋪装を請負せずしたところ
田村建設と隨意契約をせよとやりないうということになり
ます。規模等については十五米管の十五米、百米管
の千三百メートルに消火栓の五ヶ所つくわけになります。こ
の見積りをして下さいた結果百五十万をもち田村建設さ
んにやつたのだということになりそうです。よろしく御審議